

○質屋、古物商等に対する報償要綱

昭和45年5月20日

埼例規第12号・刑総

警察本部長

質屋、古物商等に対する報償要綱の制定について（例規通達）

みだしの報償制度は、昭和32年5月6日捜一第235号（例規通達）によつて実施してきたところであるが、実情にそわない面があるので、盗品等の還付に伴う被害者保護と盗品等捜査の伸長を図るため、別添のとおり報償要綱を改正したので、次の諸点に留意し、適正な運用に務められたい。

なお、昭和32年5月6日捜一第235号例規「質屋、古物商、金属屑商等の捜査協力者に対する報償制度の実施について」は廃止する。

一部改正〔昭和62年第11号、平成12年第48号〕

記

1 この要綱の適用を受ける者は、

- (1) 自らの意思により、捜査活動に積極的な協力をしたこと。
- (2) 提出した盗品等が、民法上の返還請求権を有する者に返還され、経済的損失を受けたこと。

が条件となるので、通常質屋、古物商、金属屑商等が対象となるが、最近の盗品等の流動状況から必ずしもこの種の業者に限らず、盗品等を飲食又は宿泊代の担保として受け取った場合等はもちろん一般人が買い取った場合においても適用の対象とすることができる。

一部改正〔昭和62年第11号、平成7年第30号、12年第48号〕

2 報償に関する判断の重点は、協力が積極的であること、協力が犯人の検挙若しくは特定に貢献していることにあるので、警察官の立入調査又は取調等の捜査活動によつて被害品が発見された場合は、原則として、この要綱は適用されない。

一部改正〔昭和62年第11号、平成12年第48号〕

3 上申書は2通作成し刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）あて送付すること。

一部改正〔平成12年第48号〕

別添

質屋、古物商等に対する報償要綱

第1 目的

この要綱は、事件の速やかな解決と被害回復をのぞむ被害者の期待にこたえ、質屋、古物商その他盗品等流動経路の関係者（以下「質屋、古物商等」という。）の協力による盗品等の早期発見と被害者保護を推進し、捜査に協力して損失を受けた質屋、古物商等の経済的損失を救済し、民間協力体制の確立と盗品等捜査の伸長を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和62年第11号、平成7年第30号〕

第2 適用範囲

この要綱は、質屋、古物商等が警察の捜査に積極的に協力して犯人の検挙又は特定に貢献し、かつ、協力したことによつて経済的損失を受けた場合に適用するものとする。

一部改正〔昭和62年第11号、平成12年第48号〕

第3 報償

報償は、被報償者の協力状況等に応じ、協力によつて受けた損失額の50パーセント以上100パーセント以内とする。

追加〔平成12年第48号〕

第4 取扱い要領

1 上申の手續

警察署長は、この要綱に該当する事案があるときは、別記様式により速やかに刑事総務課を経て警察本部長に上申するものとする。ただし、協力によつて犯人が特定された事案については、検挙に至らない場合であつても、指名手配した事案に限り上申することができる。

2 審査

警察本部長は、上申事案について審査し、報償の要否及び報償額を決定する。

3 報償金の支給等

刑事部刑事総務課長は、上申事案について報償金支給の決定があつたときは、上申した警察署長を経て、その旨及び報償金額を被報償者に通知するとともに、速やかに報償金支給手続を行うものとする。

4 事務処理

この要綱に関する事務は、刑事総務課において処理する。

一部改正〔昭和62年第11号、平成12年第48号〕

第5 実施

この要綱は、昭和45年6月1日から実施する。

実施日（昭和62年3月11日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和62年4月1日から実施する。

実施日（平成7年5月31日埼例規第30号・刑総）

この例規通達は、平成7年6月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

【様式省略】